

平成31年度

事業計画書

社会福祉法人 崇徳会
高齢者総合ケアセンター
マザーアース

目 次

1.	施設の概要	- 1 -
2.	沿 革	- 1 ~ 4 -
3.	業務組織図・職務の内容（責任・権限） 会議機構と運営	- 5 ~ 7 -
4.	法人基本理念	- 8 -
5.	運 営 方 針	- 8 -
6.	社会貢献事業	- 8 ~ 9 -
7.	サービスの特色	- 9 ~ 10 -
8.	在宅サービス支援事業	- 10 ~ 12 -
9.	特別養護老人ホーム 利用者サービス （平成31年度目標）	- 13 ~ 15 -
10.	週間実施表・月間実施表・年間実施表・年間行事予定表	- 16 ~ 17 -
11.	職員日課表	- 18 ~ 21 -
12.	通所介護の内容	- 22 ~ 24 -
13.	栄養課31年度業務計画、行事食予定	- 25 ~ 26 -
14.	その他	- 27 ~ 28 -

付表1 消防訓練予定表

付表2 平成31年度 施設内研修計画

付表3 ケアの基本的目標

付表4 ケアワーカー心得

付表5 職務心得

付表6 私たちの生活

1. 施設の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人 崇徳会
高齢者総合ケアセンター マザーアース
- (2) 所 在 地 埼玉県ふじみ野市大井 6 2 1—1
- (3) 開 設 平成 5 年 8 月 1 日
- (4) 事 業 所 介護老人福祉施設 (56 名) 短期入所生活介護 (14 名)
(定員) 通所介護 (25 名)
- (5) 敷地面積 4,430.53 m²
- (6) 建物面積 RC 造 2 階建 2,377.77 m²
- (7) 職 員 数 施設長 1 名 副施設長 2 名 事務員 4 名
相談員 2 名 看護師 6 名 ケアワーカー 37 名
介護支援専門員 4 名 保健師 1 名
主任介護支援専門員 2 名 社会福祉士 1 名
管理栄養士 1 名 調理員 8 名 施設管理 3 名
委託医 (非常勤) 2 名 社会貢献支援員 1 名
- (8) 業務内容 心身に障害があるなど介護保険に該当する 65 歳以上の第一号被保険者及び 40 歳以上 65 歳未満の第二号被保険者 (心身に障害があり、その原因となる疾患が特定疾病と認定された者) で、要支援、要介護状態と認定された者に対する必要な介護サービスを行う。

2. 沿革

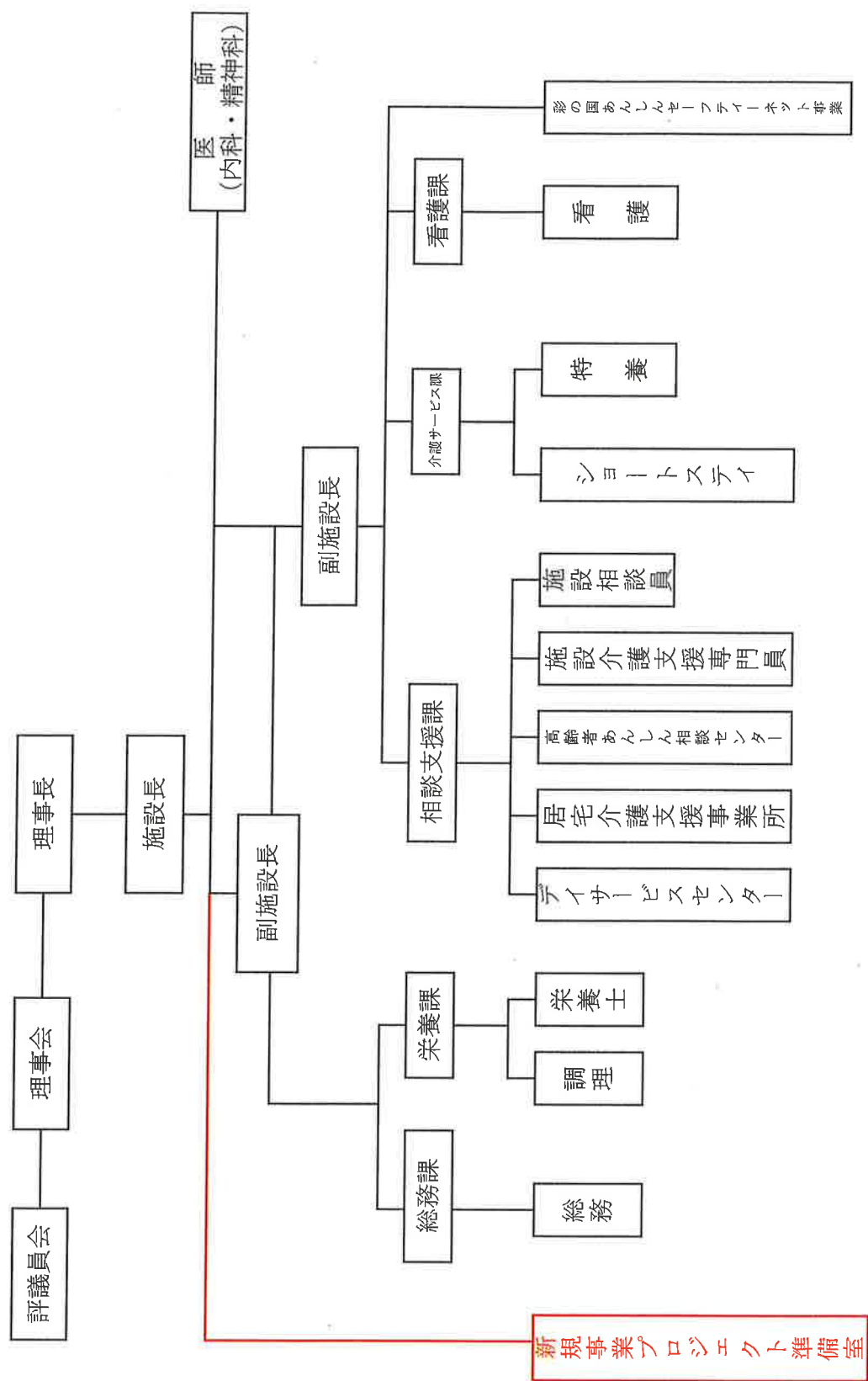
平成 5 年 7 月	社会福祉法人 崇徳会 認可 理事長に 野溝 伊之助 就任
7 月	特別養護老人ホーム マザーアース 認可 施設長に 田貝 邦子 就任
8 月	マザーアース開設
10 月	デイサービス開設
平成 6 年 7 月	社会福祉協議会特別会員入会
平成 7 年 8 月	夏祭り開催 (近隣住民招待)・家族会の発足
平成 8 年 8 月	三周年記念夏祭り開催 (近隣住民・ボランティア等招待)
平成 9 年 4 月	在宅介護支援センター開所
9 月	施設長 田貝 邦子 退任

10月	施設長 野溝 守 就任
平成10年 8月	開所 5 周年記念行事
平成11年10月	居宅介護支援事業所開設
平成12年 4月	介護保険事業による通所介護・短期入所生活介護 訪問介護を開始。併せて施設名称を社会福祉法人 崇徳会 高齢者総合ケアセンター マザーアースと改める
平成13年 4月	通所介護事業の定員を 20 名から 25 名に増員する
10月	苦情申請窓口及び第三者委員の設置
平成14年 8月	開設 10 周年記念行事
9月	埼玉県共同募金会「共同募金受配要望事業」により 送迎リフト車整備
平成15年 3月	入所制度の改革により入所検討委員会を設置
4月	短期入所生活介護事業の定員を 16 名から 20 名に増員する 訪問介護事業を廃止する
平成16年 2月	日本財団「福祉車両助成事業」により送迎リフト車整備
5月	郵政省「社会福祉事業」により特殊機械浴槽チェアインバス整備
平成17年10月	大井町・上福岡市が合併によりふじみ野市となる
平成18年 4月	介護保険制度の改正により、地域支援事業（介護予防事業）が制度化され る
平成19年 3月	在宅介護支援センター閉所
3月	理事長 野溝 伊之助 退任
4月	理事長 野溝 守 就任
4月	地域包括支援センター開所
平成20年 3月	開設 15 周年記念行事 「堀田 力 氏」講演 共催 大井町社会福祉協議会（大井町社会福祉協議会歳末福祉事業配分事業）
6月	本田技研労働組合研究所支部よりステップワゴン寄贈
平成21年 2月	日本財団「福祉車両助成事業」により送迎リフト車整備
平成22年 2月	介護老人福祉施設事業の定員を 50 名から 56 名に増員する 短期入所生活介護事業の定員を 20 名から 14 名に変更する
10月	埼玉県 生活保護世帯の学習支援事業スタート
平成23年 3月	
3月11日	14時46分 東日本大震災の発生 原発被災者受け入れ
12月	第5回埼玉県高齢者福祉研究大会 分科会にて「終末の方のデイサービス利用について」研究発表を 行う
平成24年6月	介護職員等による喀痰吸引等の実施の体制整備（認定者6名）
平成25年5月	社会福祉法人として「彩の国あんしんセーフティネット事業」に 取り組む
7月	生活保護世帯の就労体験 3名受け入れ
8月30日	「マザーアース 開設20年記念パーティー」 開催

平成26年2月12日	埼玉県「介護の魅力PR隊」へ 参加
8月21日	「平成26年度 県費補助金 大規模修繕工事」 着工
9月 1日	「彩の国あんしんセーフティネット事業」 開始 埼玉県第2ブロック拠点施設となる。 「埼玉県高齢者福祉研究大会」分科会にて 「高齢者施設で定着しない同姓介助について」 研究発表を行う。
10月 1日	「ふじみ野市介護支援ボランティア制度」開始 市より受け入れ施設として指定される
11月18日	東台小との交流を皮切りに「福祉の心を育む交流事業」が始まる。
12月20日	赤い羽根 平成26年度事業共同募金交付事業による ナースコールシステム設置
平成27年 1月15日	「平成26年度 県費補助金 大規模修繕工事」 竣工
3月10日	「福祉の心を育む交流事業」ふじみ野市教育委員会にて 各学校（東台小、東原小、大井小、大井中）へ 学校図書の購入費を寄付
9月24日	「埼玉県高齢者福祉研究大会」分科会にて 「介護現場における声掛けについて」研究発表を行う
平成28年 3月7日	「福祉の心を育む交流事業」にて 各学校（東台小、東原小、大井小、大井中）へ 学校図書の購入費を寄付
8月 1日	埼玉県多様な働き方実践企業ゴールド認定
10月 4日	喀痰吸引等の実施の体制整備（認定者2名）
11月 9日	公益財団法人埼玉県産業文化センターと日本フィルハーモニー 交響楽団の共催による「日本フィルハーモニー交響楽団弦楽 四重奏コンサート」の開催
12月 2日	赤い羽根 平成28年度事業共同募金交付事業による アプローチ舗装工事着工
12月19日	赤い羽根 平成28年度事業共同募金交付事業による アプローチ舗装工事竣工
12月30日	「関東郵便局長会」よりおせち料理が寄贈される
平成29年 2月 9日	「福祉の心を育む交流事業」にて東原小と交流 マザーアースにて演奏会を開催
3月	「福祉の心を育む交流事業」にて 各学校（東台小、東原小、大井小、大井中）へ 学校図書の購入費を寄付
4月19日	「日産プリンス埼玉販売㈱」様より社会貢献活動の一環として 車いす1台寄贈される。
6月10日	公益財団法人 JKA 主催リングリングプロジェクト・オートレース補助事業により 特殊浴槽（寝位浴槽）を設置

- 9月7・8日 「関東ブロック老人福祉施設研究総会」において
「心地良い居場所づくり」の研究発表を行う。
- 9月15日 「埼玉県介護ロボット普及促進事業」補助金
見守りケアシステム内蔵、低床3モーターベッド3台購入
- 9月28日 「福祉の心を育む交流事業」にて、東台小学校と交流
5年生を対象に「福祉」についての説明会を開催
- 11月15・22日 「福祉の心を育む交流事業」にて
東台小学校児童とマザーアースにて交流会を開催
- 12月20日 埼玉県高齢者福祉研究大会にて
「レクリエーションの楽しみ方について」の研究発表
- 平成30年 2月 「埼玉県介護ロボット普及促進事業」補助金
介護ロボット「HAL」を2台購入（リース）
- 4月 「介護ロボットを活用した腰部負荷軽減プロジェクト」参加
- 8月 広報誌「マザープレス」第1号発刊
- 10月 秋祭り開催
- 11月 「マザーアース 開設25周年感謝の集い」開催
- 12月 広報誌「マザープレス」第2号発刊
- 12月 HAL 腰タイプ好事例大賞審査員特別賞受賞
- 平成31年 1月 埼玉県介護人材採用・育成事業者認定制度
ランク3（三ツ星）認証
- 2月 彩の国あんしんセーフティネット事業
社会福祉法人による就労支援事業開始

3. 業務組織図



職務の内容(責任・権限)

マザーアース

職種	職務の内容(責任・権限)
管 理 者	管理者は、利用者の日常生活の援助と業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
生活相談員	利用者の日常生活の生活相談業務を行う。また、利用者及びその家族に対して善良なサービスの提供を行い、苦情処理の窓口を担当し、利用者の管理等を行う。 実習生の受け入れと学習内容を検討する。
看護職員	看護及び利用者の保健衛生管理並びに日常の援助に従事する。介護職員に対して医学的知識の教育。 病院受診時の付き添い。オンコールの対応。
介護職員	利用者の日常生活の援助に従事する。 現場実習の担当者として任務を行う。
介護支援専門員	施設介護計画の作成を行う。作成された計画が実施されたか検討する。介護認定調査の立会い。 虐待防止・身体拘束ゼロへの職員への働きかけ。
事 務 員	施設に関わる事務業務全般を行う。 施設全体の施設整備・管理。
管理栄養士	利用者の食事の献立の作成・調理及び食品等の衛生管理を行う。給食会議の実施。検食簿のチェックと食事内容の改善。
調 理 員	管理栄養士の作成した献立表により食事の調理を行い、その他食品等の衛生に努める。

高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)

主任介護支援専門員	地域で活動するケアマネジャーへの支援・助言・ 要支援者のケアプランの策定
保 健 師	介護予防事業の推進
社会福祉士	地域の高齢者の虐待防止と権利擁護のための活動地域の 制度や社会資源の情報提供

	会 議 名	責 任 者	検 証 事 項	構 成 員	開 催
運 営 会 議	職 員 会 議	施 設 長	運営サービス全体	全 職 員	月 1 回
	役 職 会 議	施 設 長	経営管理運営全般	施設長、副施設長 管理栄養士 介護サービス課長、看護課長	随 時
	リーダー会議	施 設 長	業務全体における 協議連絡	施設長、副施設長 管理栄養士 介護サービス課長、主任 看護課長、相談員	随 時
	第三者委員会	施 設 長	苦情内容について	施設長、副施設長、相談員 第三者委員	必要時
	入所判定会議	施 設 長	入所判定	施設長、副施設長、相談員 介護サービス課長、看護師 第三者委員	月 1 回
サ ー ビ ス 関 係 会 議	ケアカンファレンス	ケアマネジャー	介護サービス計画	ケアワーカー、相談員（ケア） 看護師、管理栄養士、本人・ご家族	随時
	特 養 会 議	介護サービス課長 看護課長	サービスの向上	相談員、介護サービス課長・主任 看護課長・主任、ケアワーカー	月 1 回
	身体的拘束虐待防止対策委員会	施 設 長 ケアマネジャー	身体的拘束虐待防止への 取り組み	施設長、副施設長、相談員 看護師、（第三者委員）	月 1 回
	ヒヤリハット委員会	施 設 長	事故発生防止の防止	ヒヤリハット委員会、相談員	月 2 回
	感染症対策防止委員会	施 設 長	感染症又は食中毒の 発生と蔓延を防止	施設長、看護師、管理栄養士 相談員、介護サービス課長	3ヶ月に1回
	安全衛生委員会	衛生管理者	職員の健康障害防止対策 施設内の整備・備品の衛生的管理	衛生管理委員、産業医	月 1 回
	褥瘡予防対策委員会	施 設 長	褥瘡予防対策	リハビリ委員、管理栄養士 看護師、相談員	月1回
各 職 域 会 議	ケアミーティング 1F,2F	日 直	サービスの向上 集団生活の為の援助について	フロアリーダー（2F）、ケアワーカー	週1回
	介護サービス課会議 1F,2F	介護サービス課長	サービスの向上	フロアリーダー（2F）、ケアワーカー	月1回
	看護課会議	看護課長	サービスの向上	看護師	月1回
	栄養課ミーティング	管理栄養士	サービスの向上	管理栄養士、調理員	随時
	栄養課会議	管理栄養士	サービスの向上	副施設長、管理栄養士、調理員	月 1 回
	通所介護ケース会議	管 理 者	介護サービス計画の実施	相談員、看護師、ケアワーカー	月1回
	通所介護職員会議	管 理 者	業務内容、行事等について	相談員、看護師、ケアワーカー	月1回
	居宅介護支援事業所会議	管 理 者	支援事業の推進	事業所職員	随 時
	施設管理会議	防火管理者	施設管理全般 防火対策全般	事務員、防火管理者	月1回

4. 法人基本理念

『明るく健康で豊かな高齢期の生活に寄り添う』

私たちは、福祉の心「人間尊重」を基本理念とし、「個人が尊厳を持って、その人らしい高齢期の自立した生活が送れるよう」真心を込めた丁寧な福祉サービスを提供し、寄り添っていきます。

5. 運営方針

1. 平成31年度、当施設が更なる飛躍を目指す為に、新規事業である「地域密着型特養」の設立に向けていく年であります。理事長を筆頭に多職種職員が一丸となり、利用者の皆様が安心して住み慣れた地域で出来るだけ長く生活できるように、いかに質の高いサービスを提供できるかを最優先に考えていきたいと思ひます。

私たちの事業を地域の財産と考え、その価値の向上に努めてまいります。

2. 母なる地球（大地）の慈しみのもとに、ホスピタリティ溢れる援助を行います。
3. 常に自己の研鑽に努め、職場における創意工夫と計画的な業務の遂行により、自らの専門能力の向上を図り、互いに生かしあう職場にします。
4. 地域との交流を密にし、地域への公益的な活動を通じて、地域に愛され必要とされる施設を目指します。
5. 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳が守られ、いきいきと安心して暮らしていけるように、「介護予防サービス」を充実します。
6. 法令を遵守した業務の執行を心掛けるとともに、業務を通じて知り得た個人の秘密と情報を守ります。

6. 地域における公益的な活動（社会貢献事業）

1. 「彩の国あんしんセーフティネット事業」の実施と基金の拠出

社会福祉法人に求められる役割や機能は、今後ますます増大していくと考えられる。

多様化する地域の福祉ニーズに即応する、先駆的・開拓的なサービスの実践、低所得者や生活困窮者等の社会的な援護を要する人々に対して、経済的支援（現物給付等）や就労支援等を積極的に取り組む。

「社会福祉法人の存在意義」を示す意味からも、社会福祉法の第二種社会福祉事業として「生計困難者に対する相談援助事業」にあたる、「彩の国 あんしんセーフティネット事業」の実施とその事業運営に必要な基金の拠出を行う。

また、支援の要になるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の育成を行なう。

2. 「学習支援教室」

施設のスペースを活用して生活保護世帯、生活困窮者世帯の中学生・高校生の学習支援等の活動に協力する。

3. 「福祉の心を育む交流事業」

市町村社協の仲立ちにより、小中学校と社会福祉施設が物品寄付・寄贈等の交流を行う事で、子供たちの豊かな福祉の心を育むと共に、社会福祉施設の社会貢献活動の支援、寄付文化の醸成を図る。

4. 「生活困窮者のための就労訓練事業」

この事業はマザーアースが埼玉県から認定を受けて、生活困窮者に就労の機会を提供するものである。引きこもっていた期間が長かった、心身に課題があるなどですぐには一般就労に従事する事が難しくても、短い時間であったり、支援や配慮があれば働く事ができる人は大勢います。誰もが支えあう社会を目指します。

5. 「男性介護者の集い」

最近、‘男性介護者’という言葉をよく耳にするようになってきました。あえて‘男性’と付いていることからわかるように、この言葉は「介護の役割は女性のもの」と思われてきたことをあらわしています。今や男性が家庭で介護をするのは「ごく当たり前」ですが、男性介護者特有の困難さがあるといえます。

この「集い」というのは①同じ立場の人との出会いの場、②+、一も含めた介護感情を吐露する場、③「一人じゃない」と言う事を文字通り実感する場、④介護者の経験が生きる場（「経験知」）⑤介護者と支援者の相互作用が働く場等であります。

高齢者あんしん相談センターやケアマネジャー、施設の介護職員と一緒に「地域包括ケア」の、まず第一歩として進んでいける可能性があると思われます。

スローガンは「あなたの介護体験を社会の共有財産に」

6. 「教職員免許法の特例による介護等体験事業受入」

教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性を考慮し、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る面から、小学校及び中学校の教諭の免許状取得希望者に、社会福祉施設での介護等体験を行うことになりました。受入調整業務は埼玉県社会福祉協議会が行います。当法人でも平成31年度にも受け入れることになりました。

教員が、社会連携の理念に関する認識を深めることの重要性を考慮し、少しでも資質向上の力になればと考えております。

7. 「こども応援ネットワーク埼玉」

「相対的貧困」という言葉を耳にした事があるでしょうか？

現在、7人に1人の子どもが貧困状態にあります。

3食きちんと食べられない、修学旅行に行けない、部活動の道具が買えない・・・

日本の子どもの貧困は外見ではわかりにくく、見えにくいのが特徴で、ついつい見過ごされてしまいがちです。子どもたちが育った家庭環境によって質の高い教育を受けることができず、結果として仕事に就けないと・・・

毎日があきらめの連続で、将来の希望が持てず、生きる力が奪われていく・・・

生活保護世帯の子どもの1/4が大人になって再び生活保護を受ける・・・

こうした「負の連鎖」が深刻な問題になっています。

「こども応援ネットワーク埼玉」とは、貧困の連鎖の解消に向け、社会全体で取り組む機運

の醸成を図り、もって貧困の連鎖の解消に向けた県民の社会貢献活動等の円滑な推進に資することを目的とします。

7. サービスの特色

1. 「五体不満足で良い」と言える社会と支援を目指す。

平均余命が延びても元気でいられる期間が延びるのではなく

障害を持ちながら生きていく期間が増える現実がある。

年齢と共に障害を持ちながら生きていく期間が長くなっても身体の不完全さにとらわれず出来る限りの活動・参加を通して、充実した生き方を目指す。

2. 「多くの感動が生まれる生活を創造する」

開設の理念を基に、利用者と職員が心を合わせて創造的生活を楽しみ、愛と喜びを生み出すことを念願とする。

ソフト面では運営方針を定め、これを実行し、ハード面においては建物の外観は勿論、内部は各所に曲線を配置し、温かさと優しさを感じるように設計してある。

また、人間の五感を刺激する為の匂いのある花を植栽、廊下を兼ねたギャラリーなどには絵画を飾るなど、視覚面からの刺激も考慮した。

3. 「多様な働き方の推進」

仕事と子育て、介護等の両立が様々な年代で出来るような働きやすい職場であることを目指す。
非常勤職員の多様な時間帯での働き方を可能にしながら、正職員への登用に繋がるようにしていく。外国籍の方々にも門戸を開き、更なる人材確保に努めていく。

4. 笑顔で心のこもった挨拶で絆を結びます。

8. 在宅サービス支援事業

(1) 居宅介護支援

① 利用者、家族の選択に基づき、心身の状況・環境等に応じて適切なサービスが総合的に提供出来るように、居宅サービス計画書を作成する。

② 出来る限り住み慣れた地域でその人らしい生活を継続出来るように、尊厳を保持し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉との連携に十分配慮して利用者が安心して介護サービスを利用出来るように支援する。

③ サービスが効率よく行えるように、サービス実施機関との連絡調整や適正にサービスが実施されているかモニタリングで把握する。

④ サービス担当者会議の開催と計画書原案に対する意見をまとめる。

⑤ 居宅介護支援事業所でサービスの質について検討し、研修を行いながら、提供内容の改善をする。

⑥ 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センター等に当該利用者に係わる必要な情報を提供する等の連携を図る。

⑦ 個人情報保護に対する基本方針の通り、職員は利用者のプライバシーの保護に努める。

(2) 通所介護

現在利用者の多くは仲間作りと、家族の介護負担軽減を目的として利用されている。

個々の活動場面での個別の対応に加え、介護予防を取り入れたサービスの提供に努める。

介護支援専門員、在宅サービスとの連携を取りながら、明るく・楽しく・安心してデイサービスを利用できるように、利用者の生活全般を支援していく。

できるだけ住み慣れた在宅での生活を継続する為、身体的、認知症が中重度の利用者を積極的に受け入れる。

「リラクゼーションサービス」として、健康器具であるマッサージ器や足湯器等の導入やアロマを使用したタクティールケアも取り入れながら、利用者のリラックス効果を充実させて、くつろぎや息抜きを提供していく。

(3) 短期入所生活介護

介護保険制度に沿ったサービスの提供を他のサービスとともに「家で暮らしたい」「生活したい」という願いが達成できるように役割を果たすものとする。

また、介護支援専門員との連携を図り、在宅生活の安定を進めるとともに、利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

空きベッドがないように、近隣のケアマネジャーとの連携を図り、常に満床に近づけるように意識を付ける。

(4) 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

基本方針

「公益性」「地域性」「協働性」の視点に立ち、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう支援する。3職種が「チーム」として総合的に高齢者を支える。

内容

① 介護予防ケアマネジメント事業

1. 要支援者・総合支援事業対象者への介護予防ケアマネジメント作成
2. サービス担当者会議の開催
3. 65歳以上の高齢者を対象とした生活担当圏域での自主活動グループへの支援

② 総合相談支援事業

1. 総合相談受付窓口の設置
実態把握・情報提供・サービス利用などの支援
2. 高齢者見守りネットワーク事業者や地域でのサロンの開催を通して、また、民生委員との関係づくりを行い、地域ネットワークを築いていく

③ 権利擁護事業

1. 高齢者虐待防止ネットワーク作り

- ・早期発見・早期対応ができるような地域住民への情報提供
- ・地域住民が気軽に相談できる体制づくり
 - 特に民生委員との協力強化のため、学習会を開催
- ・二市一町高齢者虐待防止ネットワーク主催研修会への参加
- 2. 成年後見制度利用の申し立て支援
- 3. 困難事例の実態把握と対応
- 4. 消費者被害の防止に向け、情報の収集と支援
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - 1. ケアマネジャーとの連携、ネットワーク作り
 - 2. ケアマネジャーの相談窓口
 - 3. 困難事例のサービス担当者会議開催支援
 - 4. 生活担当圏域における認知症高齢者へのサポートネットワーク作り
 - 5. 地域包括ケアシステム構築に向けた地域ケア会議・自立支援型地域ケア会議の実施
- ⑤ 認知症施策の推進
 - ・生活担当圏域における認知症カフェの定期開催
 - ・認知症相談 ・認知症地域推進員の設置
 - ・認知症初期集中支援推進事業への協力・連携（医療・介護サービスにつながない方）
- ⑥ その他
 - ・生活担当圏域における社会資源の発掘とマップ作り
 - ・二市一町主催 医療と介護連携会議への参加

9. 特別養護老人ホーム利用者サービス 《平成31年度目標》

- ① 介護老人福祉施設に求められる機能は、要介護度が高い利用者や健康管理の必要な利用者のサービスである。

認知症の症状の重い利用者が身体拘束なく安全に過ごせる環境を整えること。

健康管理の必要な利用者の褥瘡予防や緊急時の対応、感染症の予防を行う。

- ② 利用者の生活を重視する（楽しみ、会話のある生活）

- ・ オムツの随時交換から適時交換 — 排泄介助の見直しを行う
- ・ 抱えない介護の継続
- ・ 福祉用具の活用
- ・ 家族との関係が継続・回復出来る様な支援
- ・ ケア会議、ケアプランに沿った、共通認識でのケアの充実
- ・ 家族会の協力を得て、毎月1回お茶会を開催し、季節のおかしなどで日常に楽しみを増やす。
- ・ 傾聴ボランティアの活動により、ゆっくりと会話を楽しむことができる。
- ・ 精神科医の訪問が月2回あり、心に不安を抱えていたり、認知症の症状で生活に支障をきたしている方など、どなたでも相談できる体制をとっている。

- ③ 職員の質の向上

- ・ 人を育てるシステムの継続 — キャリアパスの継続・チューター制度を継続、充実を図る。
- ・ チームワークの向上・施設内研修、新人職員向けのOJTの充実、施設外研修への積極的参加
- ・ 職員個々の資格・能力を活かす
- ・ ストレスチェック制度
- ・ 新人職員、中堅職員に分けた目標成果シートを作成し、各自、テーマごとに自己採点し社会人としての成長を図ります。
- ・ 夜間の緊急対応マニュアルの周知

- ④ 看取りケアの充実

- ・ 施設における緩和ケア・終末期の看護と介護を充実させる
- ・ 本人、御家族の意向を尊重する
「どのようなケアをすることで残りの時間に何を達成したいのかというケアのゴールをたて、ゴールに合わないような治療は止めていく」
- ・ 各部署との密な連携
- ・ 施設における看取り介護の体制作りと体制強化
- ・ 我々が入所者に最後にしてあげられる「看取り」への想いをどのように伝えれば良いのか。職員間で、共通認識を持ち、最高の介護を提供できるように、全職員が同じ対応ができるように、ボトムアップのための施設内研修を行う。

⑤ 介護と看護の連携

- ・特養は生活の場であり医療ではない。病気・生活を統合して何ができるのかを考える。
特に感染症対策の実施のために介護・看護の情報の共有と協働を行なう。
看護は介護がなくては活かされない
介護は看護がなくては安心できない
- ・介護職員が必要な医学知識を習得するため、看護職員により必要な研修を継続して行う。

⑥ 口腔ケアの充実

- ・誤嚥性肺炎の予防やこれからも口から食事をするために協力病院の歯科医師の助言と指導を受け計画的に口腔ケアを実施する
- ・個別ケアの見直し ・アセスメントにより口腔内の見直しを行なう。

⑦ 虐待防止に係る取り組み

- ・虐待防止のためのマニュアルの見直し
- ・虐待防止委員会において、虐待となるかもしれない不適切なケアについても防止できるように検討会を行う。
- ・虐待防止対策のための外部研修への参加
- ・心配事やイライラが仕事に差し支えない様に職員のストレスのセルフコントロールが出来るよう職場環境の整備をする。
- ・身体拘束・虐待防止委員会を毎月行い、適切なケアが実施されるように日々の見直しを行っている。

⑧ 事故防止への取り組み

事故を未然に防ぐ為に事故防止の検討・職員への意識統一を行い、再発防止策の検討を行う。

- ・ヒヤリハット委員会を月2回設け、1回目は事故防止対策を話し合い、職員全員が実行できるようにして、2回目で検討した対策を実施した際どうだったかをフィードバックして、良ければ継続、悪ければ再検討を行なう。
- ・安全衛生委員会を月1回設け、職員の危険防止に伴い労働災害を防ぎ、事業者の自主的な安全衛生活動を確保するため、安全衛生管理体制を整備するようにする。
- ・県・市町村への報告
- ・誤薬防止のマニュアル作成

⑨ 介護人材確保の工夫

- ・地域の高校・専門学校への積極的な声掛けや、実習受け入れを目指し、人材確保への道筋を構築する。
- ・非常勤職員から正規職員登用の道も設ける。
- ・サービス向上に貢献できる人材の育成に努める。
(研修に参加した職員のフィードバックの場の提供として、また、施設への還元として施設内研修を行なうようにしていく。)
- ・実習状況の良い学生については、実習担当者より就職担当へ連絡を取り、実習終了後も継続的なアフターフォローを行なう。

【苦情に対する振り返り】

- ・第三者委員を加えた苦情委員会を年度末に行っている。

申し出本人を長く待たせず、正確・迅速・丁寧な対応を心掛け、わからない事は曖昧に答えず、事実確認を十分行い、事実に基づいて対応する。

10. 週間実施表

	AM			PM			入浴
	2Fフロア		ショート	2Fフロア		ショート	
月	シーツ交換	コミュニケーション シーツ交換	ぬり絵・脳トレ コップ・歯ブラシ ガーグル消毒 シーツ交換	将棋ボランティア 食堂清掃 レク 口腔アセスメント	眼脂 部分清拭 口腔ケア	レク 口腔ケア トイレ掃除	Aグループ
火	コミュニケーション シーツ交換	シーツ交換	シーツ交換 コップ・歯ブラシ ガーグル消毒	食堂清掃 口腔ケア 髭剃り 居室水モップ	西山接骨院 居室水モップ 部分清拭	月1回3B体操 口腔ケア 髭剃り	Bグループ
水	ちぎり絵 シーツ交換	コミュニケーション シーツ交換	ちぎり絵 シーツ交換 コップ・歯ブラシ ガーグル消毒	舞いの会(第3) 食堂清掃 ミーティング	部分清拭 ミーティング 口腔ケアグッズ	舞いの会(第3) 口腔ケア トイレ清掃	Cグループ
木	コミュニケーション シーツ交換	シーツ交換 コミュニケーション	ぬり絵・脳トレ シーツ交換 コップ・歯ブラシ ガーグル消毒	将棋ボランティア 食堂清掃 トイレ清掃	部分清拭 トイレ清掃	レク ミーティング 口腔ケア トイレ清掃	Aグループ
金	習字(第1.3) 美容 シーツ交換	コミュニケーション 美容	習字(第1.3) シーツ交換、美容 ぬり絵・脳トレ コップ・歯ブラシ ガーグル消毒	食堂清掃 口腔ケア 髭剃り 居室水モップ	西山接骨院 部分清拭 居室水モップ	レク 口腔ケア 髭剃り	Bグループ
土	シーツ交換 コミュニケーション 浴室清掃(第2・第4)	コミュニケーション シーツ交換	ぬり絵・脳トレ コップ・歯ブラシ ガーグル消毒	食堂清掃 レク	車椅子清拭 部分清拭 アロママッサージ	環境整備 口腔ケア	Cグループ
日	シーツ交換 コップ・ガーグル消毒 コップ・ガーグル消毒	コミュニケーション コップ・ガーグル消毒 環境整備 休憩室・水回り清掃	お茶会(第3) 環境整備 ぬり絵・シーツ交換 コップ・歯ブラシ ガーグル消毒	床頭台、ベッド周り清掃 食堂清掃 レク 髭剃り	環境整備 ケアプラン記録 部分清拭 足浴	レク・足浴 口腔ケア カラオケ コーヒータイム	希望者

毎日(10時 水分補給、15時 おやつ・環境整備)

趣味活動の際は、担当者が付き添う。準備や片付けは利用者にも協力してもらい、自主的な活動としていきたい。

月 間 実 施 表

ホーム喫茶・体重測定・懇話会	職員会議・リーダー会議・各部署会議
コーヒータイム・精神科(第1、第3金曜日)	看護介護課会議・給食会議
ナースコールチェック	ホーム内研修・検便
傾聴ボランティア・介護相談員	第1・第2ヒヤリハット委員会

年 間 実 施 表

利用者健康診断

職員健康診断

外 部 研 修

年間行事予定表

4月	花見	(随時)
5月	新日本フィルハーモニー・散歩(外出)・外気浴	おやつ作り お茶会 プロジェクターによる DVD鑑賞 (映画・コンサート) 誕生会
6月	買物(外出)・外気浴	
7月	七夕	
8月	花火大会	
9月	敬老会	
10月	秋祭り・運動会・マーチングバンド・外出・外気浴	
11月	創作活動・音楽会	
12月	クリスマス会	
1月	新年会	
2月	節分	
3月	ひな祭り	

※誕生会については、利用者各々の誕生日にカードを贈り全員の祝福を受けることとする。

昼食前や夕食前の一時をこの時間にあてる。

※外出・買い物については、家族やボランティアの協力を得て個別の対応を原則とする。

※年々利用者の介護度が高くなっており、会食を中心とした行事の企画が難しくなってきた。

五感で感じられる行事の充実を考える。

1 1 . 看護師 業務表

	看護師 A(2F)	看護師 B(1F)	看護師 C
8:00	出勤 経管栄養		
8:30	服薬介助・食事介助 入所者バイタル測定		出勤 朝礼(月) 入所者バイタル測定
9:00	朝礼(月) 申し受け 点眼・吸入 外用薬	出勤 朝礼(月) 入浴者バイタル測定 申し受け・外科処置 点眼・吸入	点眼・吸入
9:15	ドライヤー・爪きり 耳掃除 入浴後処置 要観察者巡回 体重測定 (月 1 回) 必要時の受診		
12:00	経管栄養 2F 配膳 食事介助 与薬	ショート受け入れ 来所者バイタル測定 1F 配膳 食事介助 与薬	食事介助 与薬
12:20	昼食 休憩	昼食 休憩	昼食 休憩
13:00	清拭 処置 (浣腸・外科処置)		
14:00	2F 巡回、排便チェック 入所者検温 要観察者バイタルチェック 記録 月曜日処方薬を分ける 点眼・吸入	排便チェック 1F 巡回 要観察者バイタルチェック 回診 (金) 吸入・外科処置、 書類作成	必要時受診 会議出席 書類作成・整理
16:00	与薬の準備 日誌記録 土曜日の摂子、カスト衛生材料滅菌 (オートクレープ)		
16:30	夜勤者への申し送り		
17:00	経管栄養と後片付け 退社	処方薬の確認 (金) 1F 配膳 食事介助 与薬	2 F 食事介助
17:30		処置後 器材の消毒	退社
18:00	オンコール対応	退社 オンコール対応	オンコール対応

業務分担 A= 2 F B= 1 F C=フリー

ケアワーカー業務表

	夜勤	早番	中番	日勤	遅番
6:00	ポータブルトイレ清掃・検温				
6:30	汚物処理・ごみ捨て 検温測定	出勤7:00			
7:00	食事準備・タオル洗面介助 離床介助・着替え	移動・タオル洗面介助	出勤8:00		
8:00	配膳・朝食介助・下膳	朝食介助・下膳	配膳・朝食介助・下膳		
	服薬介助～歯磨き介助、口腔ケア～				
	おしぼり洗濯	移動・トイレ誘導・介助			
9:00	朝礼(月)	排泄介助・おむつ交換	申し送り・朝礼(月)	出勤9:00 朝礼(月)	
9:05	ミーティング・申し送り		排泄介助・おむつ交換	申し送り	
	夜勤者食事、記録・整理			排泄介助・おむつ交換	
9:30	退社9:30	着脱介助 水分補給・シーツ交換	シーツ交換	着脱介助	出勤9:30 入浴 中介助 排泄介助
10:00			水分補給		水分補給・シーツ交換
11:00		トイレ誘導・食事準備	トイレ誘導・食事準備	洗濯	洗濯
12:00		12:00～13:00休憩	12:00～13:00休憩	臥床、離床介助 昼食配膳介助・下膳 ～歯みがき介助、口腔ケア～	臥床、離床介助 昼食配膳介助・下膳
13:00		排泄介助・おむつ交換	トイレ誘導・排泄介助	13:00～14:00昼食・休憩	13:00～14:00昼食・休憩
14:00		ランドリー準備～ 清掃・クラブ・レク活動 ～			
15:00		～	～ おやつ介助	～	
15:30		トイレ介助・Pトイレ清掃	記録	排泄介助・おむつ交換	洗濯物片付け
16:00		退社16:00			食堂待機
16:30	出勤16:30		申し送り	食堂待機・離床介助	離床介助
	申し送り(看護師、リーダー) 窓施設				
17:00	食事介助・下膳		退社17:00	夕食準備 夕食配膳・介助 ～歯磨き介助、口腔ケア～	夕食準備 夕食配膳・介助
18:00	移動・着替え 排泄介助・おむつ交換			退社18:00	着替え・おむつ交換・排泄介助 退社18:30
19:30	夜勤者食事				
20:30	水分補給				
21:00	整理・消灯 巡回・記録				
23:00	おむつ交換				
0:30	整理・記録・巡回				
2:00	巡回・記録				
4:30	清拭・おむつ交換 巡回・窓開け ポータブルトイレ洗浄 パジャマ着替え・起床介助 トイレ誘導・介助 洗濯物の整理				

ケアワーカー業務表(ショート)

	夜 勤	早 番	中 番	日 勤	遅 番
6:00	ポータブルトイレ清掃・検温				
7:00	早番へ申し送り	出勤7:00			
	～起床介助・移動～				
8:00	～食事準備・洗面～				
	～直前対応の人起こす～		8:30出勤		
	～配膳・朝食介助・服薬・下膳～		一般浴のお湯入れ		
	～移動・トイレ誘導～		食堂からの移動		
	～冬場のみ浴室の暖房スイッチを入れる～		トイレ誘導		
9:00	朝礼(月)	排泄介助・シーツ交換	リーダー業務申し送り	出勤9:00	
	申し送り・記録	居室コップ、ガーゲルペース消毒		入浴準備	
9:30	退社9:30	食堂清掃	入浴中介助		出勤9:30
10:00		水分補給		入浴着脱	退所準備
10:15					受入準備
11:00		トイレ誘導・昼食準備		トイレ誘導	10:15 添乗
11:30		11:00～12:00昼食・休憩	食堂へ移動	食堂へ移動	食堂へ移動
12:00		食事介助	11:30～12:30昼食・休憩	12:00～13:00昼食・休憩	昼食配膳・食事介助
12:30		トイレ誘導・排泄介助			食堂片付け
13:00		トイレ・ポータブルトイレ清掃		ゴミ集め	13:00～14:00昼食・休憩
13:30			口腔ケア		週間スケジュール
14:00		レクリエーション	週間スケジュール	口腔ケア	夕方の退所者の準備
14:30			(レク、環境整備)	ランドリー準備	14:45 添乗
15:00		おやつ	リーダー業務記録	おやつ	おやつ
15:30		トイレ誘導		トイレ誘導	トイレ誘導
16:00		退社16:00		口腔体操	
16:30	出勤16:30		夜勤者への申し送り	夕食準備	洗顔タオル作り
	申し送り・窓施錠		ケース記録 記録ノート	洗顔タオル準備	翌日のベットのメイク他
	食事準備のヘルプ				
17:00	早出し 夕食介助			夕食の早出し者配膳、食事介助	
17:30	配膳・介助・下膳		退社 17:30	配膳・介助・下膳	夕食配膳・片づけ
	移動・トイレ誘導			口腔ケア・移動・トイレ誘導	口腔ケア・移動・トイレ誘導
18:00				退社18:00	就寝介助
18:30	オムツ交換				パジャマ着替え
	洗濯物整理				退社 18:30
20:00	水分補給				
22:00	巡視				
23:00	オムツ交換				
1:00	巡視				
3:00	巡視				
4:00	オムツ交換				
5:45	汚物処理				

調理従事職員日課表

平成31年度

従事人数	1	1	1	1	1～2		業 務 内 容
シフト	早出	B番	中番	A番	遅番	遅番(C番)	
5:45							朝食調理
6:30							
6:45							
7:00							
7:15							
7:30							
7:45							
8:00							朝食配膳
8:15							調理器具・食器洗浄／昼食仕込み
8:30							
8:45							
9:00							朝礼 1名（毎週 月曜日）
9:15							
9:30							ミーティング
9:45							昼食調理
10:00							水分補給の提供
10:15							
10:30							昼食盛付
10:45							
11:00							
11:15							
11:30							
11:45							昼食配膳
12:00							調理器具・食器洗浄／夕・翌朝食仕込み
12:15							
12:30							休憩（早出／B番）
12:45							↓
13:00							
13:15							
13:30							↓
13:45							休憩（中番、遅番）
14:00							↓
14:15							
14:30							夕食調理／おやつ準備
14:45							↓
15:00							おやつ配膳
15:15							
15:30							
15:45							
16:00							
16:15							
16:30							夕食盛付
16:45							夕食の早出し（特養Bが主）
17:00							
17:15							
17:30							夕食の配膳
17:45							調理器具・食器洗浄／調理場清掃
18:00							翌朝食器・盆セット
18:15							
18:30							終了

1 2. 通所介護内容

1. 生活援助

利用者の身体的・精神的状況及び生活状況に応じた安全で快適な生活を提案する為に家族と介護支援専門員との情報交換等を密にする。家庭での状況、家族の介護負担も考慮して援助していく。具体的には、家族や利用者間の調整、自立支援の為に個別プログラム、利用日の調整等が挙げられる。

2. 日常動作訓練 (生活リハビリテーション)

介護予防の視点に立ち、利用者個々のニーズに合ったプログラムにより、日常の動作の中で、残存機能、意識の維持・向上を図る。各種の介護予防運動を研究し、実践する。
職員は、雰囲気作りや利用者が相互に貢献出来るような良好な人間関係を築くように心がけ、プログラムの内容は職員全員で検討し、マンネリ化しないように季節に応じたプログラムを展開していく。

3. 養 護

1日の利用を通じ、利用者が安全かつ快適に過ごせるように配慮する。具体的には、自主性を自然に引き出させるような人間関係作りを積極的に行い、在宅においても利用者が自立した生活を送れるように心がける。

4. 健康状態の確認

①血圧測定などの健康チェックを実施し利用者の健康状態の観察と精神的なフォロー、予防的処置を行なう。
②月1回の体重測定を行い、利用者の体調管理を行う。
③希望者には歯科衛生士による口腔体操や歯みがきの指導を行う。他の方々には、食後の口腔ケアを行う。

5. 送迎サービス

リフトバス等により、常に利用者の状況を観察して変化を把握し、家族とのコミュニケーションを大切にしながら、個々の環境を考慮した安全な送迎を行う。また、緊急時の対応として次のようなものを備え付けて置き、上司の指示を仰ぐようにする。

・緊急連絡先一覧表 ・携帯電話 ・雨天時用の傘等の雨具
・嘔吐の際の介護用品（ティッシュ、ビニール袋等）

6. 入浴サービス

家庭での入浴困難者、希望者に特別浴又は一般浴による入浴サービスを行う。入浴中は安全面に配慮し、声かけ・見守りを強化しながら、転倒・怪我に留意し、体調・個々の状態に合わせて援助していく。その際、身体状態の観察を行い、家族等と連携をとりながら、健康維持のため役立てる。

7. 食	事	栄養のバランスの他、粥食・荒キザミ食・極キザミ食・ミキサー食・代替食等、できる限りの要望が満たせるよう栄養士と検討し提供する。食生活の重要性を知らせ、必要な栄養を摂るよう認識して頂くための支援を行う。また、厨房との給食会議を行う。 自立支援を目指し、盛り付け等利用者ができる役割を果たせるようにする。
8. 介護サービス		家族と介護支援専門員との状況交換等を密にし、各利用者のADLに合った介護を提供する。閉じこもり予防のため外気浴や外出をする。
9. 介護予防		地域包括支援センターと連携を図り、PT・OTを入れて運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上に関するサービスの提供を行い、要支援、要介護状態の改善や重度化の予防をする。利用者ができる限り自立した生活を送れるように支援していく。
10. 通所介護計画		利用者の日常生活全般の状況及び、希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿って通所介護計画を作成する。利用者と日々コミュニケーションを図り、利用者本位の視点で自立支援をしていき、効果的な援助を提供していく。必要に応じて月1回、会議にて個人のケースについて話をしていき、定期的な評価へとつなげていく。
11. 趣味活動		利用者一人一人のADL・興味に合ったプログラムを準備し、利用者の楽しみになるよう提供する。また、脳トレーニング(計算、音読、パズルなど)や手先の運動も取り入れていき、認知症の予防をはかる。教養娯楽費を設け、レクリエーションを充実していく。ハンドマッサージを行った後に、好きな色のネイルを選んで頂き、ネイルを行うことで気分転換を図る。
12. 行事	事	四季折々の行事を企画して、昔を思い出しながら楽しんで季節の移り変わりを感じて頂き、心身の活性化へとつなげていく。おやつ作りを定期的に計画して、自分で作ったものを食べる喜びを味わっていただく。
13. 職員教育		定期的な研修、意見交換の場を計画し、日々の業務、利用者へのサービス提供に共通意識をもって取り組んでいけるようにする。また、「今、何をすべきか」を自分で考えられるようにしていく。毎日のミーティング、月1回のデイサービス会議にて情報の共有を図っていく。

14. 総合学習福祉体験の受け入れ 小・中学生が福祉見学や利用者との交流を通して、福祉への関心を深めていく。また、これからの自分の生き方を考えることができる環境を提供していく。
15. 音楽療法 音楽療法士を配置することで、音楽活動を通し、高齢者・中高年への認知症予防や健康づくり、脳血管障害の後遺症への機能訓練を行う。企画・提案など自主性や積極性の促進や活動を表現する発表の場を獲得する。

1. デイサービス趣味活動一覧表

生け花、書道、絵画 色ぬり、編み物、刺繍、ちぎり絵、紙細工、オセロ、トランプ、かるた、ボーリング、折り紙、裁縫、切り絵鑑賞（動植物などの美しさ、可愛らしさを味わう）
ゲーム、歌（童謡・唱歌・歌謡曲・民謡他）、カラオケ、テレビ・ビデオ鑑賞散歩、健康体操、歩行練習（本人に無理ない程度に）、鑑賞（動植物などの美しさ、可愛らしさを味わう）
頭脳体操（計算ドリル、音読、パズル）、読書、新聞閲覧、間違い探し、数・ひらがな合わせ
音楽療法、ハンドケア、オカリナ演奏

2. 年間行事

4月	花見（マザーアース南庭にて）
5月	外出行事（外食）・野菜作り
6月	外出行事（外食）
7月	七夕
8月	夏祭り
9月	敬老会
10月	運動会
11月	外出行事（買い物）
12月	クリスマス会
1月	新年会・
2月	節分
3月	桃の節句、外出行事（花見）

※端午の節句・父の日・母の日の行事は、レクとして実施していく

3. 誕生会 毎月手作りのプレゼントを贈りお祝いする。
4. おやつ作り 毎月（食中毒などの心配がある時期は除く）
5. ボランティアによるレクリエーション活動など
- ・3B体操（介護予防体操）月2回
 - ・ちぎり絵教室 毎週水曜日 ・習字教室 隔週金曜日
 - ・地域の子供たちとの交流
 - ・美容（散髪）金曜日
 - ・クラリネット演奏会 月1回 ・フルート演奏会 年2回

1 3. 栄養課 3 1 年度事業計画

○利用者の身体・精神状態、食習慣に考慮した食事の提供

- ・個々に合った食形態の提供、調理の工夫
- ・喫食率の低い献立の見直し、修正
- ・利用者の嗜好を随時確認する。
- ・新しい献立を取り入れる
- ・検食簿を参考に、利用者にあった味付けや調理法の改善をする
- ・ソフト食を少しずつ取り入れる。

○他部署との連携

- ・栄養管理会議の充実
- ・利用者の体調変化の早期把握、早期対応

○職員の質の向上

- ・新入職員の育成（チューター制度の確立：中堅職員がチューターを担当）
- ・個々の技術・能力を活かす
- ・公私のけじめをつけ、仕事中の私語は控える

○調理技術の向上

- ・本・テレビなどの媒体の活用
- ・職員同士でよくできたものを参考にし、共有する。
- ・施設外研修への参加

○衛生・安全面

- ・体調管理の徹底（無理をせず、休む勇気を持つ）
- ・手洗いうがいの徹底
- ・定期的な清掃、害虫の点検と駆除
- ・異物混入を防ぐ（機器・食材の使用前に異物がないことを確認する）
- ・二枚貝（カキ等）を極力食さない

○栄養ケアマネジメント

- ・栄養スクリーニング、アセスメント、栄養ケア計画、実施・チェック、モニタリング、評価の流れで、利用者に対するサービス評価と継続的な品質管理を行う。

○選択食

- ・月に1回、2種類の中から利用者を選んでもらう食事を提供する。（昼食時）

○安く、便利な食材を提案し、取り入れる。

○嗜好調査を行い、全体の嗜好を把握し、献立に反映させる。

31年度行事食 予定

月日	行事名	
5月5日	端午の節句	・赤飯・天麩羅・ブロッコリーゼリー寄せ・果物 ・清汁・たい焼き
7月7日	七夕	・七夕そうめん・天麩羅・かぼちゃのそぼろあんかけ ・果物・七夕ようかん
7月	土用の丑	・うなぎごはん・冬瓜のカニ風味味あんかけ・清汁 ・果物
8月11日	山の日	・山菜そば・はんぺん磯辺揚げ ・果物
9月17日	敬老の日	・赤飯栗そえ・お口取り・天麩羅 ・煮物盛り合わせ・清汁・果物
9月	十五夜	・鮭の月見蒸し・かぼちゃのそぼろあんかけ ・果物・月見まんじゅう
11月3日	文化の日	・菊花ずし・メバルの丹波蒸しあんかけ・ほうれん草おひたし ・清汁・果物・もみじ饅頭
12月	冬至	・赤飯・鮭の柚香漬け・南瓜のそぼろあんかけ ・果物・おやつ（バームクーヘン）
12月25日	クリスマス	・ピラフ・ミートローフの照り煮・白菜の柚子風味 ・清汁・果物・おやつ（ショートケーキ）
1月1日	お正月	・おせち料理（一の重：金目鯛の西京焼き・数の子・栗きんとん 伊達巻・黒豆煮豆）（二の重：煮鰯・紅白なます）・赤飯 ・清汁・果物・甘酒
1月2日	お正月	・おせち料理（一の重：天麩羅・スモークサーモン・紅鮭昆布巻） （二の重：海老と帆立の若菜蒸し・カリフラワーサラダ） ・鯛めし・清汁・果物・甘酒
1月7日	七草粥	・七草かゆ（小松菜・大根・椎茸・鶏肉・卵）・うずら豆佃煮 ・キャベツのおひたし
1月11日	鏡開き	・おやつにお汁粉
2月3日	節分	・豆ごはん・豚肉とキャベツのみそ炒め・春菊の中華風和え いわしのつみれ汁・果物 ・おやつ（甘納豆）
3月3日	雛祭り	・五目寿司・お雛様型ポテトサラダ・菜の花の辛子和え・清汁・果物 ・おやつ 道明寺桜もち（デイ：道明寺桜餅、雛あられ、甘酒）

マザーアース 栄養課

1 4. その他

【地域密着型サービスの計画実行】

平成 31 年度に、地域密着型サービス施設の開所計画を実行に移していきます。

新規事業プロジェクト準備室を 30 年度に立ち上げました。

他施設の見学など様々な準備を行う予定です。

【介護記録の I C T 化】

介護と看護は記録に多くの時間を費やしています。I C T 化の記録移行を計画して、I C T 委員会を 29 年度に立ち上げましたが、色々な問題があり未だ実現しておりません。31 年度は、秋に消費税が上がることも考え、出来るだけ早期に I C T 化に向けて動き出したいと思います。情報の共有化が維持・促進されると共に、労務改善の充実にもつながることと思われます。

【広報活動】

「広報」は、個人または組織体が、その関係する公衆の理解と協力を得るために、自己の目指す方向と誠意を、あらゆるコミュニケーション手段を通じて伝え、説得し、併せて自己修正をも図っていく継続的な対話関係です。自己の目指す方向は、公衆の利益に合致していなければならない、また現実にもそれを実行する活動を伴わなければなりません。

さらに、広報活動は単に情報を発信するだけでなく、社会の一員として、地域とともに歩む姿勢を広く知らしめることが重要です。

同時に、社会の声を広く聞き、常に当施設が世間からどう思われているかを認識し、社会に合わせて変化、改善していく事が必要となります。

当施設では、平成 30 年度から引き続き、広報誌「マザープレス」を発行していきます。今まで、第 2 号まで発行いたしました。平成 31 年 4 月には、第 3 号を発行すべく、職員が一丸となって思案中です。

また、私たちは他人に情報を教える時、教えてもらう時、相手に理解してもらいたい時、上司を説得する時、嬉しい事、楽しい事を伝える時、生活の様々なシーンで気づかないうちにホームページの情報を活用しています。「ホームページの情報」を参考にして、物事の可否、善悪、有無を判断するようになってきているのです。ゆえに、今後はもっと色々な方々にマザーアースの事を知って頂くために、ホームページを通して、当施設の考えや理念、施設での出来事や最新の動向を丁寧に発信していくこと。このことが結果的にご家族や地域の方々から大きな信頼と尊敬を得るような気がしてなりません。

【介護ロボット HAL】

平成 30 年度から一般社団法人 埼玉県老人福祉施設協議会とサイバーダイン株式会社の共同企画として介護職員の腰部負担軽減等を目的に装着型介護ロボット HAL®を埼玉県の補助金を活用して導入しています。

この HAL は職員の身体に装着し、介護時の腰部の負担を軽減するロボットです。

脳から筋肉に贈られる電位信号でモーターを動かすので、機械を意識することなく自然に身体をサポートしてくれます。中腰の作業が長く続く、移乗介助やおむつ交換などを中心に腰痛予

防効果が期待されています。主に使用しているのは、夜間と入浴時です。日中も上手く利用していければと考えています。

多くの職員が移乗・入浴・排泄介助の時に使用できるよう、安全使用講習を合わせて進めています。今年度は、HALによる高齢者の身体機能改善の取り組みに向けて準備を進めています。

【資格取得を応援】

平成 31 年度は、職員の資格取得を推進するため、新たに資格取得助成金制度を設けます。各種資格取得を目指す職員を支援します。

付表 1

消防訓練予定表

4 月	次回講習の会議	
5 月	館内防火設備・避難訓練の説明	防火管理者
6 月	次回講習の会議	
7 月	避難訓練	消防官立会
8 月	次回講習の会議	
9 月	地震対策講習会	防火管理者
10 月	館内防火設備・避難訓練の説明	防火管理者
11 月	避難訓練	防火管理者
12 月	次回講習の会議	
1 月	人工呼吸講習	消防官 立会
2 月	次回講習の会議	
3 月	1年の振り返り	防火管理者

※ 危機管理

地震発生直後は、机の下などで身を守り、すばやく火の始末、非常脱出口を確保し、落下・転倒・倒壊の危険性から離れる。揺れが落ち着いたら、火元の確認を行い、火が出ていたら落ち着いて初期消火をする。下敷きになっていないか確認をする。余震に注意、そして建物の状況により、崩壊等の恐れがある場合は、南庭中央部に避難する。

付表 2

平成31年度 施設内研修計画

特別養護老人ホーム マザーアース

開催日時	テーマ	研修担当	記録作成
4月	平成31年度事業計画について 高齢者の虐待防止のために I 身体拘束の廃止のために I ※入浴事故の防止のために I (浴室にて実施)	包 括 介護 (浴室にて) デイ (浴室にて)	総 務 介 護 デ イ
5月	※事故発生の防止のために I 「ヒヤリハット」年度報告 服薬誤薬事故発生の防止について I	介 護 看 護	介 護
6月	※感染症対策について I 感染症対策について I (食中毒予防)	看 護 栄 養	介 護
7月	看取り介護について I	介 護	相 談
8月	褥瘡予防について I	包 括	介 護
9月	口腔ケアに関する研修	介 護	介 護
10月	※感染症対策について II 感染症対策について II (食中毒予防) ※入浴事故防止のために II (浴室にて実施)	看 護 栄 養 介護 (浴室にて) デイ (浴室にて)	介 護 介 護 デ イ
11月	※事故発生の防止のために II 身体拘束の廃止のために II 服薬誤薬事故発生の防止について II	介 護 介 護	居 宅 介 護
12月	褥瘡予防について II	介 護	看 護
1月	看取り介護について II (振り返り)	相 談	介 護
2月	人権擁護について	介 護	包 括
3月	苦情について	相 談	介 護

毎月の職員介護にて研修を実施

※身体拘束の廃止のための研修 (年2回以上) 全員の周知必要 OJT年1回

※感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 (年2回以上) 委員会1・4・7・10月

※事故発生の防止のための研修 (年2回以上)

◇褥瘡対策に関する研修 (施設内職員に継続教育を実施すること)

その他、介護報酬算定要件に定める研修 (看取り介護、口腔ケアなど) 年間研修計画
に位置づけて、定期的に実施のこと。OJT年2回

◇その他

職員が参加した研修 (OFF-JT) を選んで、施設へ還元する意味で、不定期で研修
を行うこととする。

研修時は、予め書記を決めて行い、記録に残すこと。

ケアの基本的目標

1. 基本的人権の尊重
2. 個々の介護計画に沿ったサービスの実施
3. おむつの適時交換
4. おいしく楽しく食べる工夫
5. 床ずれをつくらない
6. 口腔ケアの充実
7. 悪臭・異臭をださない
8. 施設の社会化を目指す
9. 看取りケアの実施
10. 職員の資質向上

上記の基本目標に沿って、常に相手の立場に立ち「無条件の受容」・「明るい笑顔」・「声かけ介護」を行い、お年寄りの憩いの場としてふさわしいマザーアースをつくる努力をしましょう。

ケアワーカー心得

- ◎ マザーアースのリーダーはケアワーカーです。お年寄りの孤独と不安の解消を目指す誇りある職務をいつも自覚しましょう。
- ◎ 利用者及びその家族から金品は絶対受け取らず、断り難い時は相談員又は施設長に相談して善処しましょう。
- ◎ 利用者の事に限らず、悩み事のある時は、ケアワーカー間で打ち明け相談しあい、陰口は言わないよう努力しましょう。
- ◎ 人から注意を受けた場合は、腹を立てず素直な心で聞くよう努めましょう。
- ◎ 利用者の秘密は、他の利用者の前、又は家に帰っても話題にしないでください。守秘の義務は福祉職にとって守るべき大切な事項です。
- ◎ 食事の時は、ゆっくりと楽しくいただけるような雰囲気でお世話してください。笑顔と優しい声かけを心掛けましょう。
- ◎ 利用者の出来ることは、自主的にやってもらい、進んでなにかの役割を持つようにして、過保護利用者を作らないでください。
- ◎ 一日が終わったら、反省を忘れないようにして翌日の勤務に備えましょう。
- ◎ 「愛情、優しさ、明るさ、素直さ」溢れる対人援助を行います。

職 務 心 得

1. 私達は、ご利用者の「自立・自律の援助」と「共に生きる生活づくりの援助」を促進します。
1. 私達は、介護サービスのプロとして自覚を持ち、次の事柄について努力します。
 - (1) 御利用者の安全を第一に考えます。
 - (2) 御利用者の状況を常に把握します。
 - (3) 御利用者の職務上知り得た情報・秘密を厳守します。
1. 私達は、マザーアースの職員としての誇りを持ち、それを構成する一員として、責任と自覚を持ち続ける職員となります。
1. 私達は、地域の中で活動し地域の拠点となるよう努めます。
1. 私達は、将来の福祉を担う人材の育成に寄与します。
1. 私達は、施設の備品・器具等を大切に取り扱い、経費を節減し、経営の向上に努めます。
1. 私達は、自己啓発に努め、自分自身の人間形成に努力する職員となります。
1. 私達は、マザーアースが故郷・家庭と思っただけの生活作りをお手伝いします。

『私たち（利用者）の生活』

- * 私たちは、一人一人のニーズと意思が尊重され、
専門的で思いやりがある丁寧なケアを受けられます。
- * 私たちは、自分自身の可能性の実現と生活の質の
向上を目指したケアを受けられます。
- * 私たちは、スタッフと家族、ボランティアさんの協力
による心温かいケアを受けられます。